

令和7年9月11日(木)  
午前8時45分～9時30分  
庁議室

## 令和7年度 第14回庁議次第

### 議題

#### ○ 協議事項

- ① 令和8年度グリーン購入ガイドラインについて

(環境経営課)

#### ○ 報告事項

- ① 国分寺市機構改革検討委員会委員の推薦について

(政策経営課)

- ② 令和7年第8回国分寺市教育委員会定例会について

(教育総務課)

#### ○ その他

## 庁 議 付 議 事 案 申 請 書

令和 7 年 9 月 11 日

付議番号	7 — 17 号	提出者	まちづくり 部長	加藤 政幸
1. 件名		令和8年度国分寺市グリーン購入ガイドラインについて		
2. 提案の種類  ○をつける。	規程第2条第1項各号	(1)行財政運営の基本方針に関すること。		
		(2)重要施策に関すること。		
		(3)条例案、予算案その他の市議会提出議案に関すること。		
		○(4)各部課で作成する重要施策方針の調整に関すること。		
		(5)その他市長が命じた事項に関すること。		
3. 提案内容		<p>国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）に基づき、物品等を購入する際に国分寺市が重点的に調達を推進すべき環境負荷の少ない製品の品目やその判断基準等を定めた「国分寺市グリーン購入ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の令和8年度版について決定していただきたい。</p>		
4. 提案理由		<p>国分寺市グリーン購入基本方針（平成18年10月17日施行）に基づき、ガイドラインの見直しを検討し、改正案を作成したため。</p>		
5. 提案までの経過		<p>国分寺市グリーン購入ガイドライン検討委員会（以下「検討委員会」という。）において、令和6年度の調達実績を評価・点検するとともに、国の動向及び市の環境施策の方針等を踏まえ、令和8年度版のガイドライン（案）を検討、作成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和7年7月24日 第1回検討委員会 概要：調達実績の評価・点検</li> <li>・ 令和7年8月28日 第2回検討委員会 概要：ガイドライン（案）の作成</li> <li>・ 令和7年9月5日 市長報告</li> </ul>		
6. 現状と問題点		<p>・ 各課への調査の結果、品質等によりやむを得ないと認められる場合を除き環境負荷の少ない製品を調達していることが確認できた。平成19年度の制度開始から一定の期間が経過しており、職員のグリーン購入に対する意識が浸透していると考えられる。</p>		
7. 関係資料		資料1 令和8年度国分寺市グリーン購入ガイドライン（案）		
		資料2 令和8年度国分寺市グリーン購入ガイドライン改正点一覧（案）		
		資料3 令和6年度グリーン購入の実施状況		
		資料4 国分寺市グリーン購入基本方針		

※提出部数……1部

意思決定に至るまでの論点整理（採択基準 A…高 B…中 C…低）		採択基準
緊急性		
公共性	市が率先してグリーン購入を推進し環境負荷の少ない物品への需要の転換を促すことで、市民や事業者に対してもグリーン購入を促し、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築を推進する。	A
重要性	グリーン購入の推進は循環型社会及び脱炭素社会の構築に向けて波及効果が期待でき、持続的発展が可能な社会の構築において重要である。	A
公平性		
総合性	国分寺市の全組織を対象とした物品購入に係る方針である。	A
将来性	市が率先してグリーン購入を推進し環境負荷の少ない物品への需要の転換を促すことで、省資源・省エネルギー化を推進し循環型社会及び脱炭素社会の構築が図られる。	A
経済性		
継続性	平成19年度の制度開始から一定期間が経過し職員へ浸透しているが、今後もより一層推進していく必要がある。	A
関連性	国分寺市役所ゼロカーボン行動計画（第五次国分寺市地球温暖化防止行動計画（市役所版））、国分寺市環境配慮指針との関連性がある。	A
連携性	グリーン購入法において、「国、地方公共団体、事業者、国民が相互に連携して、環境物品等への需要の転換を図る活動を促進するため必要な措置を講ずるよう努める。」こととされている。	A
地域性		
財源性		
個別課題への対応	個人情報保護	
	市民参加の機会確保	
	パブリックコメント	
	法務の対応	

# 令和8年度国分寺市グリーン購入ガイドライン(案)

●以下の物品を購入するときは、本ガイドラインの内容をご確認の上、購入してください。

分野番号／分野名	特定調達品目
1 用紙類	コピー用紙、OA用紙、インクジェットプリンター用紙、色上質紙、画用紙・色画用紙、宛名ラベル、板目紙
2 文具・事務用品	
筆記用具	シャープペンシル、シャープペンシル替芯、ボールペン、鉛筆、その他マーカー（ホワイトボード用マーカー、サインペン、蛍光ペン、油性マーカー、水性マーカー）
テープ類	セロファンテープ、クラフトテープ、布粘着テープ、両面粘着紙テープ、製本テープ、養生テープ、ラベルライター用テープカートリッジ
紙製品	ノート、付せん、インデックス
ファイル類	フラットファイル、パイプ式・リング式ファイル、ボックスファイル、個別フォルダー、持ち出しフォルダー、クリアファイル、クリアケース、クリアフォルダー
その他	のり（液体・固形）（補充用含む）、のり（テープタイプ）、消しゴム、修正液、修正テープ、カッターナイフ、連射クリップ、ステープラー、ステープラーリムーバー、はさみ（剣先・先丸）、定規、スタンプ台、朱肉（印鑑ホルダー含む）、回転ゴム印、テープカッター、カッティングマット、絵の具、黒板ふき、チョーク、OAクリーナー（ウェットタイプ）、マグネットバー、パンチ（手動）、つづりひも、紐類（紙紐、ビニール紐）
3 事務用機器類	机、いす、棚、収納用什器、掲示板、黒板、ホワイトボード
4 OA機器	パソコン、プリンター、コピー機・複合機等、ファクシミリ、電池、トナーカートリッジ（プリンター用）、インクカートリッジ（プリンター用）
5 照明	電球形LEDランプ、LED照明器具
6 文書保存箱	
7 自動車	自動車、タイヤ
8 衣料品等	貸与被服、その他作業服
9 作業手袋	
10 繊維製品等	災害対策用毛布、ふとん、集会用テント、ブルーシート
11 災害備蓄用品	災害備蓄用飲料水、アルファ化米、乾パン、保存パン
12 衛生用品	トイレトペーパー、手洗い・食器用洗剤
13 印刷物	定期刊行物（市報・議会だより等）、報告書類（予算書・決算書等）、パンフレット類（パンフレット・チラシ・ポスター等）、封筒
14 ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋



(担当) まちづくり部環境経営課  
 内線 3104・3105

# グリーン購入とは…

- 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」（以下「グリーン購入法」という。）に基づき、原材料から生産、消費、廃棄の各段階を通して環境負荷の少ない製品やサービス（以下「環境物品等」という。）を優先して購入することです。
- グリーン購入法では、地方公共団体の責務として、「環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。」と定められています。
  - 市では平成18年10月17日に「グリーン購入基本方針」を定め、この方針に基づき、環境物品等を購入することとしています。
- 市のグリーン購入ガイドラインは、環境物品等の購入にあたって基準となる品目（以下「特定調達品目」という。）と、その判断の基準（以下「判断基準」という。）を示したもので、国の基準に基づいて作成しています。
  - 国に比べて、市がグリーン購入の対象としている特定調達品目は少なく、判断基準は同等又は緩やかになっています。
  - 色上質紙、色画用紙、セロファンテープ、文書保存箱について、国はグリーン購入の対象外としていますが、市では購入量が多いことから独自の判断基準を作成し、グリーン購入の対象としています。
- 特定調達品目については、年に1回、市の全組織のグリーン購入調達率を調査し、結果を公表しています。
  - 調達率100%を目指していくため、特定調達品目については、グリーン購入に適合した物品等を購入できなかった理由について調査を行っています。カタログやメーカーHPなどでグリーン購入適合品を確認した上で購入し、購入後はその都度、納品日や品名、数量などを当該年度の調達率調査票（イントラの各課様式に掲載）に記録してください。  
※適合品を調達できなかった場合は、調査票備考欄に具体的な理由を必ず記載してください。
- 業務委託等について、市の事務及び事業であることから、業務委託仕様書などには、「国分寺市グリーン購入基本方針及び国分寺市グリーン購入ガイドラインに基づき、可能な範囲でグリーン購入を推進すること」といった内容を記載し、グリーン購入を促進してください。なお、業務委託、指定管理者制度の導入業務については、調達率調査の対象とはしません。
- ◆このガイドラインに掲載されていない物品であっても、環境に配慮した物品を購入するように心がけましょう。
  - 蛍光灯については、「水銀に関する水俣条約 第5回締約国会議」にて令和9年（2027年）12月31日までに製造・輸入出を段階的に廃止することが決定されたことに伴い、令和7年度から、特定調達品目対象外にしています。やむを得ず購入する場合には、省電力型（省電力設計：品番FL40SSENW37Kのように二重線の部分に数字が入っているものやHfインバータ方式の器具）を購入しましょう。
- ◆プラスチック製品・ペットボトルの購入は極力控えましょう（災害備蓄用飲料水を除く。）。
- ◆購入した物品については、使い捨てではなく大切に長く使用しましょう。

# 物品を購入するときは…

購入したい物品が、最新版の市のグリーン購入ガイドラインに「特定調達品目」として記載されているか確認してください。

記載あり

記載なし

グリーン購入調達率の調査対象になります。

グリーン購入調達率の調査対象になりませんが、できる限り、環境に配慮した物品を選んで購入してください。

カタログ等で「グリーン購入法適合」マーク（P.13①参照）の有無を確認

マークあり

マークなし

国のグリーン購入ガイドラインに適合した物品であり、市のガイドラインにも適合した物品です。

P.4 から掲載している判断基準を基に市のガイドラインに適合しているか確認してください。

【注意】色上質紙・色画用紙・セロテープ・文書保存箱は市が独自にガイドラインの対象としているため、「グリーン購入法適合」と明記されたマークが付いた商品はありません。

適合が確認できない

適合する

購入しようとしている物品の情報をメーカー又はグリーン購入ネットワーク（GPN）※のHP (<https://www.gpn.jp/>) を確認してください。 ※P.14 参照

適合していない又は判断に迷う

適合する

適合する

環境経営課に相談してください。  
内線：3104・3105

やむを得ず、  
非適合品を購入する場合

購入後、グリーン購入調達率調査票に「適合品」として計上してください。

非適合品を購入した場合は、当該年度のグリーン購入調達率調査票に「非適合品」として、購入できなかった理由区分の選択と備考欄に具体的な理由を明記してください。

特定調達品目一覧

1 用紙類			
通番	特定調達品目	判断基準	配慮事項
①	コピー用紙 *大型図面コピー用紙は対象外	・総合評価値80以上であること(総合評価値は外箱や包装紙に記載されています。)	・古紙配合率のできるだけ高い製品を選ぶこと。
②	OA用紙 *ミシン目入り、帳票等のコンピュータ専用紙が対象	・古紙、森林認証材※、間伐材※のいずれかが含まれていること。	
③	インクジェットプリンター用紙 *写真用の専用紙は対象外	・古紙、森林認証材、間伐材のいずれかが含まれていること。	
④	色上質紙（白色も含む。） *折り紙、ケント紙は対象外	・古紙、森林認証材、間伐材のいずれかが含まれていること(市独自基準)。	
⑤	画用紙・色画用紙 *折り紙は対象外	・古紙、森林認証材、間伐材のいずれかが含まれていること(市独自基準)。	
⑥	宛名ラベル *シールタイプのラベル紙が対象	・古紙、森林認証材、間伐材のいずれかが含まれていること。	
⑦	板目紙	・古紙、森林認証材、間伐材のいずれかが含まれていること。	

※森林認証材とは、適正な管理がされている森林等から産出されている認証を受けた木材のことです。

※間伐材とは、木々が過密なところから、計画的に伐採された木材のことです。

2 文具・事務用品			
通番	特定調達品目	判断基準	配慮事項
	(文具類共通)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生材の基準として、主要材料が、次のいずれかの条件を満たすこと。</li> <li>1) プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること。又は、バイオマスプラスチックであって、環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料※からなる再生プラスチックの場合はプラスチック重量の 20%以上使用されていること。</li> <li>2) 木質の場合にあっては、間伐材などの木材が使用されていること。</li> <li>3) 紙の場合にあっては、紙の原料に古紙、森林認証材、間伐材のいずれかが含まれていること。</li> <li>4) 大部分の材料が金属類の場合は、次の要件を満たすこと。ただし、すべての材料が金属の場合はこの要件を除く。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 原材料の使用量の削減及び部品等の軽量化・減量化が図られるよう製品の設計がなされていること。</li> <li>イ. 使用後に異種材料間の分解・分別が可能なものであること。ただし、安全性などを考慮し、容易に分解・分別できないことが必要な部品を除く。</li> </ul> </li> <li>5) エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</li> </ul> <p>※13 ページのマークを参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチック製の包装又は梱包材には、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックが使用されていること。</li> <li>・間伐材又は間伐パルプの利用割合が可能な限り高い製品を選ぶこと。</li> <li>・製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</li> </ul>

※ポストコンシューマ材料とは、商品の役割を果たした後に回収され、再生されるプラスチックのことです。

【筆記用具】			
⑧	シャープペンシル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生材を使用していること。</li> <li>・ボールペンについては芯が交換できること。</li> </ul>	
⑨	シャープペンシル替芯		
⑩	ボールペン		
⑪	鉛筆		
⑫	その他マーカー (ホワイトボード用マーカー、サインペン、蛍光ペン、油性マーカー、水性マーカーを含む。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生材を使用していること。</li> <li>※本体が金属やガラスのものは対象外</li> </ul>	
【テープ類】			
⑬	セロファンテープ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生材を使用していること（色テープを除く。）。)</li> </ul>	
⑭	クラフトテープ		
⑮	布粘着テープ		
⑯	両面粘着紙テープ		
⑰	製本テープ		
⑱	養生テープ		
⑲	ラベルライター用テープカートリッジ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生材を使用していること。または、リユース（再使用）が可能であること。</li> </ul>	

【紙製品】			
⑳	ノート	・表紙、中紙に古紙、森林認証材、間伐材のいずれかが含まれていること。 ・白色度70%程度以下であること。	・古紙配合率のできるだけ高い製品を選ぶこと。
㉑	付せん	・古紙、森林認証材、間伐材のいずれかが含まれていること。	
㉒	インデックス	・ラベル、はく離紙に古紙、森林認証材、間伐材のいずれかが含まれていること。 ・白色度70%程度以下であること。	
【ファイル類】(ファイル類の区分(一例)15~16ページ参照)			
㉓	フラットファイル (伸縮式を含む。)	・再生材を使用していること。	・(表紙が紙製の場合)古紙配合率のできるだけ高い製品を選ぶこと。
㉔	パイプ式・リング式ファイル	・表紙芯材に再生材が含まれていること。 ・とじ具が分離可能であること。	
㉕	ボックスファイル	・古紙が含まれていること。	
㉖	個別フォルダー		
㉗	持ち出しフォルダー		
㉘-1	クリアファイル	・再生材を使用していること。	
㉘-2	差替え用クリアポケット		
㉙	クリアケース		
㉚	クリアフォルダー	・再生材を使用していること。または紙製の製品であること。	
【その他】			
㉛	のり(液体・固形) (補充用・詰め替え用を含む。)	・容器に再生材を使用していること。	
㉜	のり(テープタイプ)	・容器に再生材を使用していること。	
㉝	消しゴム ※紙ケースに包まれたものが対象	・ケースに古紙、森林認証材、間伐材のいずれかが含まれていること。	
㉞	修正液	・本体に再生材を使用していること。	
㉟	修正テープ		
㊱	カッターナイフ		
㊲	連射クリップ		
㊳	ステープラー		
㊴	ステープラーリムーバー		
㊵	はさみ(剣先・先丸)	・ハンドル部分に再生材を使用していること。	
㊶	定規	・再生材を使用していること。	
㊷	スタンプ台・朱肉(印鑑ホルダーを含む。)	・ケースに再生材を使用していること。 ・インク又は液が補充できること。	
㊸	回転ゴム印	・再生材を使用していること。	
㊹	テープカッター		
㊺	カッティングマット		
㊻	絵の具	・容器に再生材を使用していること。	
㊼	黒板ふき	・本体に再生材を使用していること。	
㊽	チョーク	・再生材料が製品全体重量比で10%以上使用されていること。	
㊾	OAクリーナー(ウェットタイプ)	・容器に再生材を使用していること。	

⑤⑩	マグネットバー	・再生材を使用していること。	
⑤⑪	パンチ(手動)		
⑤⑫	つづりひも		
⑤⑬	紐類(紙紐・ビニール紐)		

3 事務用機器類			
通番	特定調達品目	判断基準	配慮事項
⑤④	机 (事務用のほか、折り畳み等を含む。)	<p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>1) 金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア プラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。</p> <p>イ 木質の場合にあつては、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。</p> <p>ウ 紙の場合にあつては、紙の原料に古紙が含まれていること。</p> <p>2) エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされていること。又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</li> <li>・ホルムアルデヒドの発散量が少ないこと。</li> <li>・製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</li> <li>・ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。</li> </ul>
⑤⑤	いす (事務用のほか、折り畳み等を含む。)		
⑤⑥	棚 *全て金属製の場合は対象外		
⑤⑦	収納用什器		
⑤⑧	掲示板		
⑤⑨	黒板		
⑥⑩	ホワイトボード		

4 ○ A 機器			
通番	特定調達品目	判断基準	配慮事項
⑥①	パソコン	・省エネ法のトップランナー基準を満たしていること。 ※13 ページのマークを参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチック部品に、再生プラスチックが使用されていること。</li> <li>・修理及び部品交換が容易である等、長期間の使用が可能な設計がなされていること。又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること(コピー機・複合機等を除く。)</li> <li>・製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</li> <li>・ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。</li> </ul>
⑥②	プリンター	・エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。	
⑥③	コピー機・複合機等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際エネルギースタープログラム基準に適合していること。</li> <li>※13 ページのマークを参照</li> <li>・少なくとも25gを超える部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。</li> </ul>	
⑥④	ファクシミリ	・エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</li> <li>・製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</li> </ul>
⑥⑤	電池 *ボタン電池やリチウム電池は対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次のいずれかの要件を満たすこと。</li> <li>1) 一次電池にあつては、表1(次ページ)に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。</li> <li>2) 小型充電式電池(二次電池)であること。</li> </ul>	
⑥⑥	トナーカートリッジ (プリンター用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次のいずれかの要件を満たすこと。</li> <li>1) リサイクルトナーカートリッジであること。</li> <li>2) エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</li> </ul>	
⑥⑦	インクカートリッジ (プリンター用) *インクボトル(インク容器単体で構成される製品)は対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次のいずれかの要件を満たすこと。</li> <li>1) リサイクルインクカートリッジであること。</li> <li>2) エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</li> </ul>	

表1(アルカリ電池の多くはグリーン購入法に対応しています。グリーン購入法適合マークを御確認ください。)

通称	主な用途など	放電試験条件			最小平均持続時間
		放電負荷	1日当たりの放電時間	終止電圧	初度
単1形	携帯電灯	2.2Ω	注1	0.9V	750分
	モータ使用機器・玩具	2.2Ω	1時間	0.8V	16時間
	ポータブルステレオ	600mA	2時間	0.9V	11時間
単2形	モータ使用機器・玩具	3.9Ω	1時間	0.8V	14時間
	携帯電灯	3.9Ω	注1	0.9V	790分
	ポータブルステレオ	400mA	2時間	0.9V	8時間
単3形	高負荷機器	1,500mW 650mW	注2	1.05V	40回
	携帯電灯(LED)	3.9Ω	注3	0.9V	230分
	モータ使用機器・玩具	3.9Ω	1時間	0.8V	5時間
	玩具(モーターなし)	250mA	1時間	0.9V	5時間
	CDプレーヤー・電子ゲーム	100mA	1時間	0.9V	15時間
	ラジオ・時計・リモコン	50mA	注4	1.0V	30時間
単4形	携帯電灯	5.1Ω	注3	0.9V	130分
	モータ使用機器・玩具	5.1Ω	1時間	0.8V	120分
	デジタルオーディオ	50mA	注5	0.9V	12時間
	リモコン	24Ω	注6	1.0V	14.5時間

備考)初度の最小平均持続時間に対する 12 か月貯蔵後の最小平均持続時間の 比率は 90%以上であること。

注1: 4分放電・11分放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

注2: 5分放電(1,500mWの2秒放電・650mWの28秒放電の交互放電)・55分放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。

注3: 4分放電・56分放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

注4: 1時間放電・7時間放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。

注5: 1時間放電・11時間放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。

注6: 15秒放電・45秒放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

5 照明			
通番	特定調達品目	判断基準	配慮事項
68	電球形LEDランプ *一般照明として使用するLED使用の電球形ランプが対象	・定格寿命が 40,000 時間以上であること ・エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること	・製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ・ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。
69	LED照明器具	・モジュール寿命が 40,000 時間以上であること。 ・特定の化学物質が含有基準値以下であり、含有情報が公表されていること。	

(注) 振動又は衝撃に耐えることを主目的とするもの、人感センサ、非常用照明(直流電源回路)は対象外とします。

6 文書保存箱			
通番	特定調達品目	判断基準	配慮事項
⑦⑩	文書保存箱	・古紙が含まれていること(市独自基準)。	・古紙配合率のできるだけ高い製品を選ぶこと。

7 自動車			
通番	特定調達品目	判断基準	配慮事項
⑦⑪	自動車 *特殊自動車及び二輪車は対象外	・次世代自動車であること※ ・ハイブリッド車(HV)については、低排出ガス車認定制度の基準に適合していること。 ※13ページのマークを参照	
⑦⑫	タイヤ(乗用車用) *乗用車以外の貨物車(軽バン)等のタイヤは対象外 *スタッドレスタイヤは対象外	・転がり抵抗係数が9.0以下かつウェットグリップ性能が110以上であること。 ※低燃費タイヤ統一マーク(13ページ参照)が表記されていれば上記基準を満たします。	・製品の長寿命化に配慮されていること。 ・走行時の静粛性の確保に配慮されていること。

(注) 特殊な用途に使用するため、支障のある場合は対象外とします。

※ 次世代自動車: 電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)、ハイブリッド車(HV)のことです。

8 衣料品等			
通番	特定調達品目	判断基準	配慮事項
⑦⑬	貸与被服 *条例等により貸与される被服が対象	・次のいずれかの条件を満たすこと。 1) 製品にポリエステルが使用されている場合、再生PET樹脂からつくられるポリエステル等の再生材料を使用していること。 2) エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。	
⑦⑭	その他作業服 *上記以外の被服が対象		

(注) その機能、品質に支障が無いことが確認された場合に適用します。

9 作業手袋			
通番	特定調達品目	判断基準	配慮事項
⑦⑮	作業手袋 *滑り止め加工がされている場合は、滑り止め部分を除く。 *皮手袋等特殊な用途に使用する場合は対象外	・次のいずれかの要件を満たすこと。 1) 繊維が使用されている製品については、再生材料を使用していること。 2) 未利用繊維※について、製品全体重量比で50%以上使用していること。	

※未利用繊維: 綿の種子まわりのうぶ毛のようなコットンリッターや紡績時に発生する短い繊維など本来なら利用されないものを生かした繊維(図1)



図1

10 繊維製品等			
通番	特定調達品目	判断基準	配慮事項
⑦⑥	災害対策用毛布	・製品にポリエステルが使用されている場合、再生PET樹脂からつくられるポリエステル等の再生材料を使用していること。	
⑦⑦	ふとん		
⑦⑧	集会用テント	・再生材料を使用していること。	
⑦⑨	ブルーシート		

11 災害備蓄用品			
通番	特定調達品目	判断基準	配慮事項
⑧⑩	災害備蓄用飲料水	・賞味期限が5年以上であること。 ・製品に名称、原材料、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。	
⑧⑪	アルファ化米		
⑧⑫	乾パン		
⑧⑬	保存パン		

12 衛生用品			
通番	特定調達品目	判断基準	配慮事項
⑧⑭	トイレトーパー	・古紙配合率100%であること。	
⑧⑮	手洗い・食器用洗剤 *特殊用途※ <sup>1</sup> は対象外	・純石けん(固形又は液体)を使用すること。	・必ず成分表示を確認し、極力石けん※ <sup>2</sup> 成分以外の成分が含まれていない製品を選択すること。

※1 特殊用途とはウイルス対策・殺菌が求められる場合や、利用に支障がある場合(衛生面、機器の性能等)のことを指します。

※2 石けん

純石けんは、「脂肪酸ナトリウム」又は「脂肪酸カリウム」が主成分です。

複合石けんは、「石けん素地」、「カリ石けん素地」、「カリ含有石けん素地」が成分に含まれています。

それ以外の成分が含まれる場合は、厚生労働省のホームページ等で、その成分が人体に与える影響も考慮し選択してください。

13 印刷物			
通番	特定調達品目	判断基準	配慮事項
⑧6	定期刊行物 (市報・議会だより等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古紙、森林認証材、間伐材のいずれかが含まれていること。</li> <li>・植物性インキを使用すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古紙配合率のできるだけ高い製品を選ぶこと。</li> </ul>
⑧7	報告書類 (予算書・決算書等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表紙、本文に古紙、森林認証材、間伐材のいずれかが含まれていること。</li> <li>・本文の白色度80%程度以下であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古紙配合率のできるだけ高い製品を選ぶこと。</li> <li>・植物性インキを使用すること。</li> </ul>
⑧8	パンフレット類 (パンフレット・チラシ・ポスター等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古紙、森林認証材、間伐材のいずれかが含まれていること。</li> </ul>	
⑧9	封筒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古紙、森林認証材、間伐材のいずれかが含まれていること。</li> <li>・窓開き封筒については、窓の部分はグラシン紙を使用し、印刷の際に「この封筒は窓部分を含めて再利用できますので、資源ごみとしてお出してください。」と明記すること。</li> </ul>	

14 ごみ袋等			
通番	特定調達品目	判断基準	配慮事項
⑨0	プラスチック製ごみ袋 (焼却処理に使用するごみ袋)  *厚さ0.05mm以上のものは対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次のいずれかの要件を満たすこと</li> <li>1) 次のア若しくはイのいずれかの要件並びにウ及びエの要件を満たすこと。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが、プラスチック重量の25%以上使用されていること。</li> <li>イ. 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。</li> <li>ウ. 上記ア又はイに関する情報が表示されていること。</li> <li>エ. プラスチックの添加物として充填剤が使用されていないこと。</li> </ul> </li> <li>2) エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</li> </ul> ※13 ページのマークを参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シートの薄肉化等の軽量化が図られていること。</li> <li>・バイオマスプラスチックの配合率が可能な限り高いこと。</li> <li>・ポストコンシューマ材料※からなる再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</li> <li>・製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</li> <li>・製品の包装又は梱包における環境負荷低減への配慮されていること。</li> </ul>

※ポストコンシューマ材料とは、商品の役割を果たした後に回収され、再生されるプラスチックのことです。

# 参考

## ① グリーン購入法の適合品に関するマーク

※メーカーやカタログにより異なります。



国分寺市グリーン購入ガイドラインの判断基準は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の判断基準に準じていますので、グリーン購入法の適合品を調達してください。

国が指定する適合品のマークはありませんが、メーカーやカタログなどでは独自のマークによって、適合品であることを表示しています。

## ② 環境配慮商品に関するマーク

エコマーク	森林認証マーク	間伐材マーク
カタログ又は業界独自のマークであり、市のガイドラインに適合している場合があります。市のガイドラインを御確認ください。	適正な管理がされている森林から産出されている木材であることを証明するマークです。	木々が過密なところから計画的に伐採された木材であることを証明するマークです。

OA機器の判断の基準となるマーク	自動車の判断の基準となるマーク	タイヤの判断の基準となるマーク
国際エネルギー スタープログラム	低排出ガス車 認定ステッカー	低燃費タイヤ統一マーク
	 (低排出ガス車認定75%低減レベル)	
オフィス機器について、待機時の消費電力に関する基準を満たす商品につけられるマークです。経済産業省が運営する制度です。	国土交通省による低排出ガス車認定制度の認定を受けたことを示すステッカーです。	転がり抵抗性能の等級が A 以上で、ウェットグリップ性能の等級が a～d の範囲内にあるタイヤを「低燃費タイヤ」と定義し、統一マークを表記して普及促進を図ります。

## 植物を原料としたプラスチックを含んだ製品につけられるマーク

バイオマスマーク	バイオマスプラスチックマーク
 <p>バイオマスマーク</p>	 <p>バイオマスプラ</p>
<p>植物由来の資源(バイオマス)物質を 10%以上含んだ製品につけられているマークです。 一般社団法人日本有機資源協会が運営する制度です。</p>	<p>植物由来の資源(バイオマス)物質を 25%以上含んだ製品につけられるマークです。 日本バイオプラスチック協会が運営する制度です。</p>

## その他環境に関するマーク

省エネルギー制度	グリーンマーク	PETボトルリサイクル推奨マーク
	 <p>グリーンマーク</p>	 <p>PETボトル 再利用率</p>
<p>JIS規格として導入された表示制度です。トップランナー基準を達成している製品は緑色のマーク、達成していない製品は橙色のマークで表示をしています。</p>	<p>原料に古紙を規定の割合以上利用している商品に示されているマークです。(公財)古紙再生促進センターが取り扱っています。</p>	<p>PETボトルリサイクル品を使用した商品につけられるマークです。 PETボトルメーカーや原料樹脂メーカーの業界団体であるPETボトル協議会が運営する制度です。</p>

知っていますか？

## グリーン購入ネットワーク (GPN)

グリーン購入ネットワーク(GPN)とは、グリーン購入の取組を促進するために設立された、グリーン購入に率先して取り組む企業、行政、民間団体等による緩やかなネットワークです。購入する際に環境面で考慮すべき重要な観点を、製品ごとにリストアップし、「GPNグリーン購入ガイドライン」を作成しています。

これに基づいて、製品・サービスの環境情報を公開しているのが「エコ商品ねっと」で、GPNグリーン購入ガイドラインの対象分野を明示し、ガイドラインに沿った環境情報を提供しています。市のガイドラインと合致する基準もあるため、双方のガイドラインを確認することにより適切な調達につながります。

(カタログ掲載例)

事務用品事業者が提供するカタログには、エコ商品ねっとに掲載されている商品を「GPN掲載」と掲載していることもありますので、ぜひ参考としてみてください！



GPN 掲載  
GPN 掲載

(参考)ファイル類の区分(一例)

文具・事務用品	
【ファイル類】	
フラットファイル (伸縮式を含む)	 
パイプ式ファイル	 
D型リングファイル 丸型リングファイル	 
ボックスファイル	 
個別フォルダー	 

<p>持ち出しフォルダー</p>		
<p>クリアファイル</p>		
<p>クリアケース</p>		
<p>クリアフォルダー</p>		

令和8年度国分寺市グリーン購入ガイドライン改正点一覧(案)

分野 (ガイドライン掲載ページ)	通番	特定調達品目名	変更点		変更理由
			令和7年グリーン購入ガイドライン	令和8年グリーン購入ガイドライン(案)	
1. 文具・事務用品 (P. 5~P. 6)		(文具類共通)	<b>【判断基準】</b> ・再生材の基準として、主要材料が、次のいずれかの条件を満たすこと。 (1・2略) 3)紙の場合にあっては、紙の原料に <u>古紙</u> が含まれていること。 (4・5・※略)	<b>【判断基準】</b> ・再生材の基準として、主要材料が、次のいずれかの条件を満たすこと。 (1・2略) 3)紙の場合にあっては、紙の原料に <u>古紙、森林認証材、間伐材のいずれか</u> が含まれていること。 (4・5・※略)	国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」改正のため
	⑳	ノート	<b>【判断基準】</b> ・表紙、中紙に <u>古紙</u> が含まれていること。 ・白色度70%程度以下であること。	<b>【判断基準】</b> ・表紙、中紙に <u>古紙、森林認証材、間伐材のいずれか</u> が含まれていること。 ・白色度70%程度以下であること。	
	㉑	付せん	<b>【判断基準】</b> ・ <u>古紙</u> が含まれていること。	<b>【判断基準】</b> ・ <u>古紙、森林認証材、間伐材のいずれか</u> が含まれていること。	
	㉒	インデックス	<b>【判断基準】</b> ・ラベル、はく離紙に <u>古紙</u> が含まれていること。 ・白色度70%程度以下であること。	<b>【判断基準】</b> ・ラベル、はく離紙に <u>古紙、森林認証材、間伐材のいずれか</u> が含まれていること。 ・白色度70%程度以下であること。	
	㉓	消しゴム ・紙ケースに包まれたものが対象	<b>【判断基準】</b> ・ケースに <u>古紙</u> が含まれていること。	<b>【判断基準】</b> ・ケースに <u>古紙、森林認証材、間伐材のいずれか</u> が含まれていること。	

分野 (ガイドライン掲載ページ)	通 番	特定調達品目 名	変更点		変更理由
			令和7年グリーン購入ガイドライン	令和8年グリーン購入ガイドライン(案)	
4. OA機器 (P. 8)	62	プリンター	<b>【判断基準】</b> <u>・国際エネルギースタープログラム基準に適合していること。</u> <u>※12 ページのマークを参照</u> <u>・少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。</u>	<b>【判断基準】</b> <u>エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</u>	国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」改正のため
	64	ファクシミリ	<b>【判断基準】</b> <u>・国際エネルギースタープログラム基準に適合していること。</u> <u>※12 ページのマークを参照</u>	<b>【判断基準】</b> <u>エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</u>	
	65	電池 ・ボタン電池 やリチウム電池は対象外	<b>【判断基準】</b> ・次のいずれかの要件を満たすこと。 1) 一次電池にあつては、表1(次ページ)に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。 (2 略)	<b>【判断基準】</b> ・次のいずれかの要件を満たすこと。 1) 一次電池にあつては、表1(次ページ)に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。 (2 略) <b>【配慮事項】</b> <u>製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</u>  ※そのほか、表1における最小平均持続時間等を修正(本資料P. 4掲載)	

分野 (ガイドライン掲載ページ)	通 番	特定調達品目 名	変更点		変更理由
			令和7年グリーン購入ガイドライン	令和8年グリーン購入ガイドライン(案)	
14. ごみ袋等 (P.12)	90	プラスチック製ごみ袋 (焼却処理に使用 するごみ袋) ・厚さ 0.05mm以上 のものは対象外	<p><b>【配慮事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シートの薄肉化等の軽量化が図られていること。</li> <li>・バイオマスプラスチックの配合率が可能な限り高いこと。</li> </ul> <p>・製品の包装又は梱包における環境負荷低減への配慮されていること。</p>	<p><b>【配慮事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シートの薄肉化等の軽量化が図られていること。</li> <li>・バイオマスプラスチックの配合率が可能な限り高いこと。</li> <li>・<u>ポストコンシューマ材料※からなる再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</u></li> <li>・<u>製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</u></li> <li>・製品の包装又は梱包における環境負荷低減への配慮されていること。</li> </ul> <p>(表外)</p> <p><u>※ポストコンシューマ材料とは、商品の役割を果たした後に回収され、再生されるプラスチックのこと。</u></p>	国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」改正のため

**【その他の主な修正点】**

- ・国分寺市グリーン購入基本方針に基づき、令和8年度適合品調達率目標値を100%と明記(令和8年度グリーン購入ガイドライン(案)P.3)
- ・「プリンター」、「ファクシミリ」の判断基準の変更に伴い、国際エネルギースタープログラムの説明を変更(令和8年度グリーン購入ガイドライン(案)P.13)
- ・グリーン購入ネットワーク(GPN)についての説明を追加(令和8年度グリーン購入ガイドライン(案)P.14)

表1 【令和7年度グリーン購入ガイドライン】

表1 【令和8年度グリーン購入ガイドライン（案）】（P. 9）

通称	主な用途など	放電試験条件			最小平均持続時間	
		放電負荷	1日当たりの放電時間	終止電圧	初度	<u>12か月貯蔵後</u>
単1形	携帯電灯	2.2Ω	注1	0.9V	<u>12時間30分</u>	<u>11時間15分</u>
	モータ使用機器・玩具	2.2Ω	1時間	0.8V	16時間	<u>14時間</u>
	ポータブルステレオ	600mA	2時間	0.9V	11時間	<u>9時間54分</u>
単2形	モータ使用機器・玩具	3.9Ω	1時間	0.8V	14時間	<u>12時間</u>
	携帯電灯	3.9Ω	注1	0.9V	<u>13時間10分</u>	<u>11時間50分</u>
	ポータブルステレオ	400mA	2時間	0.9V	8時間	<u>7時間12分</u>
単3形	<u>デジタルカメラ</u>	1,500mW 650mW	注2	1.05V	40回	<u>36回</u>
	携帯電灯（ <u>LED</u> ）	3.9Ω	注3	0.9V	<u>3時間50分</u>	<u>3時間25分</u>
	モータ使用機器・玩具	3.9Ω	1時間	0.8V	5時間	<u>4時間30分</u>
	玩具（モーターなし）	250mA	1時間	0.9V	5時間	<u>4時間30分</u>
	<u>CD</u> プレーヤー・電子ゲーム	100mA	1時間	0.9V	15時間	<u>13時間</u>
	ラジオ・時計・リモコン	50mA	注4	1.0V	30時間	<u>27時間</u>
単4形	携帯電灯	5.1Ω	注3	0.9V	<u>2時間10分</u>	<u>1時間55分</u>
	モータ使用機器・玩具	5.1Ω	1時間	0.8V	<u>2時間</u>	<u>1時間45分</u>
	デジタルオーディオ	50mA	注5	0.9V	12時間	<u>10時間</u>
	リモコン	24Ω	注6	1.0V	<u>14時間30分</u>	<u>13時間</u>

通称	主な用途など	放電試験条件			最小平均持続時間
		放電負荷	1日当たりの放電時間	終止電圧	初度
単1形	携帯電灯	2.2Ω	注1	0.9V	<u>750分</u>
	モータ使用機器・玩具	2.2Ω	1時間	0.8V	16時間
	ポータブルステレオ	600mA	2時間	0.9V	11時間
単2形	モータ使用機器・玩具	3.9Ω	1時間	0.8V	14時間
	携帯電灯	3.9Ω	注1	0.9V	<u>790分</u>
	ポータブルステレオ	400mA	2時間	0.9V	8時間
単3形	<u>高負荷機器</u>	1,500mW 650mW	注2	1.05V	40回
	携帯電灯（ <u>LED</u> ）	3.9Ω	注3	0.9V	<u>230分</u>
	モータ使用機器・玩具	3.9Ω	1時間	0.8V	5時間
	玩具（モーターなし）	250mA	1時間	0.9V	5時間
	<u>CD</u> プレーヤー・電子ゲーム	100mA	1時間	0.9V	15時間
	ラジオ・時計・リモコン	50mA	注4	1.0V	30時間
単4形	携帯電灯	5.1Ω	注3	0.9V	<u>130分</u>
	モータ使用機器・玩具	5.1Ω	1時間	0.8V	<u>120分</u>
	デジタルオーディオ	50mA	注5	0.9V	12時間
	リモコン	24Ω	注6	1.0V	<u>14.5時間</u>

備考) 初度の最小平均持続時間に対する 12か月貯蔵後の最小平均持続時間の比率は90%以上であること。

## 令和6年度グリーン購入の実施状況

### 1. グリーン購入の概要

グリーン購入とは、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るため、物品等の調達を行う際には、再生資源を利用している等といった環境への負荷を低減する原材料や部品を用いている物品（以下「環境物品」といいます。）を選択するよう努める制度をいいます。

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「法」といいます。）において、地方公共団体は環境物品の調達に関する方針を定めるよう努めなければならない（国は義務）とされています。

### 2. 国分寺市の取組

国分寺市においては、法の趣旨を踏まえ、国分寺市グリーン購入基本方針（平成18年10月施行。以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、グリーン購入の対象とすべき物品（特定調達品目）、環境物品として認定する基準を定めた国分寺市グリーン購入ガイドライン（以下「ガイドライン」といいます。）を策定し、毎年度見直しを行っています。

各主管課は、物品を調達する場合、原則ガイドラインに従って、環境物品を選択する必要があります。

### 3. 令和6年度グリーン購入調達実績について

令和6年度ガイドラインにおいては、14分野91品目を特定調達品目としました。

各特定調達品目について、総調達量、環境物品の調達量、環境物品を調達できなかった場合にはその理由を各主管課に調査しました。

市全体の分野ごとの調達率は下表のとおりです。

令和6年度国分寺市グリーン購入分野別調達実績

年度・分類 特定調達品目分野	購入実績に伴う調達率 (※1)		やむを得ない理由によるものを除いた調達率(※2)	調達できなかった主な理由
	R5	R6	R6	
用紙類	99.5%	99.9%	100.0%	必要な規格を満たす製品が適合品ではなかったため。
文具・事務用品	97.1%	97.9%	100.0%	必要な規格を満たす製品が適合品ではなかったため。
事務用機器類	85.3%	99.6%	100.0%	必要な規格を満たす製品が適合品ではなかったため。
OA機器	99.9%	99.9%	100.0%	現在使用している機器に対応した製品が適合品ではなかったため。
照明	93.2%	87.7%	100.0%	現在使用している機器に対応した製品が適合品ではなかったため。
文書保存箱	100.0%	100.0%	100.0%	—
自動車	—	—	—	(購入実績なし)
衣料品等	100.0%	100.0%	100.0%	—
作業手袋	73.0%	93.7%	100.0%	必要な性能を有する製品が適合品ではなかったため。
繊維製品等	100.0%	100.0%	100.0%	—
災害備蓄用品	100.0%	100.0%	100.0%	—
衛生用品	100.0%	100.0%	100.0%	—
印刷物	99.8%	99.9%	100.0%	必要な規格を満たす製品が適合品ではなかったため。
ごみ袋等	89.3%	95.0%	100.0%	必要な性能を有する製品が適合品ではなかったため。
平均	95.2%	98.0%	100.0%	

※1 総調達量の内、環境物品の調達量の占める割合

※2 価格や品質等の差により、やむを得ず非適合品を購入したものを除いた調達量の割合

#### 4. 令和6年度グリーン購入の実施状況

調査の結果、理由なく環境物品を調達しなかった物品はありませんでした。

制度の開始（平成19年度）から一定の期間が経過しており、庁内においてグリーン購入の意識が浸透していると考えられます。

調達できなかった主な理由の事例

分野	理由	事例
用紙類	必要な規格を満たす製品が適合品ではなかったため。	式辞用紙として使用する用紙に適したものが適合品になかった。
文具・事務用品	必要な規格を満たす製品が適合品ではなかったため。	屋外路面や鉄骨にマーキングするチョークで、油性で濡れても消えないものを要したが適合品になかった。
事務用機器類	必要な規格を満たす製品が適合品ではなかったため。	子ども用の安全性を考慮した、角の丸い机を要したが適合品になかった。
OA機器	現在使用している機器に対応した製品が適合品ではなかったため。	使用するプリンターに対応するトナーカートリッジが適合品になかった。
照明	現在使用している機器に対応した製品が適合品ではなかったため。	ツイン蛍光灯が必要だったが、適合品になかった。
作業手袋	必要な性能を有する製品が適合品ではなかったため。	営繕担当用の作業手袋として、安全性等に優れた製品が必要だったが、適合品に適した製品がなかった。
印刷物	必要な規格を満たす製品が適合品ではなかったため。	蝕知案内図の作成に、樹脂インクを用いた特殊な印刷方法を要した。
ごみ袋等	必要な性能を有する製品が適合品ではなかったため。	現場での作業用に厚手で強度がある袋を要したが、適合品に適した製品がなかった。

## 国分寺市グリーン購入基本方針

私たちは将来にわたって環境を損なわずに、健康で恵み豊かな環境を享受し、将来世代へ引き継ぐために「環境負荷の少ない持続可能な社会」を構築する必要があります。

市は、その事務事業活動から生じる環境負荷を低減するとともに「国分寺市環境基本計画（平成16年3月策定）」や「国分寺市地球温暖化防止行動計画（平成18年3月策定）」を推進するために、事務事業を実施する上で必要となる物品やサービス及び原材料（以下「製品」という。）などについて、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」の主旨を踏まえ「環境負荷の少ない製品（以下「環境物品等」という。）を優先的に購入する。」というグリーン購入の基本方針を定め、実施します。

### 1 目的

市が率先して環境物品等の調達の推進を図り、事務事業活動から生じる環境負荷を低減するとともに、循環型社会の構築を目指し、あわせて職員の環境配慮意識の向上を目的とします。

### 2 基本的な考え方

製品の調達に当たっては、品質等において、やむを得ない理由がある場合を除き、環境物品等を優先して選択するものとします。また、この方針に基づき、選定された環境物品等においては、それぞれの基準を満たすものを調達することとします。

### 3 対象とする範囲

国分寺市の全組織とします。

### 4 環境物品等の調達方針

この方針に基づき、グリーン購入を実施するため「国分寺市グリーン購入ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を作成します。また、このガイドラインは諸状況を把握し、毎年度見直しを行います。

ガイドラインには、次のことを定めます。

- ・特定調達品目：環境物品等のうち、特に重点的に調達を推進する製品
- ・判断基準：特定調達品目について、調達するための判断の基準
- ・配慮事項：判断基準を満たすものを調達するに当たり、さらに配慮することが望ましい事項
- ・調達目標：当該年度における調達の目標値
- ・その他：上記に掲げるもののほか環境物品等の調達に関する事項

### 5 推進体制

(1) 各職場は環境物品等を優先的に選択するとともに、特定調達品目については、その判断基準を満たした製品を調達することとします。また、特定調達品目の調達について把握します。

(2) 職員で組織するグリーン購入ガイドライン検討委員会は、グリーン購入の推進を図るため、全体の実績の把握を行い、ガイドラインの検討を行います。

附則

この基本方針は平成18年10月17日から施行します。

附則

この基本方針は令和5年9月14日から施行します。

事務連絡

令和7年9月11日

各部長殿

政策部長 村越隆治

国分寺市機構改革検討委員会委員の推薦について（依頼）

このことについて、国分寺市の将来を見据えた組織機構の在り方に関して検討するため、国分寺市機構改革検討委員会設置規程第3条第1号に規定する職員を推薦いただきたく、御対応をお願いいたします。

記

1 推薦いただく職員（係長職）

部	推薦人数
政策部、総務部、市民生活部、健康部、福祉部、 子ども家庭部、まちづくり部、建設環境部、教育部	各部1人

2 推薦の連絡

令和7年9月16日（火）正午までに下記担当へ御連絡ください。

3 検討事項（予定）

- （1）多様化・複雑化する市民ニーズに機動的かつ柔軟に対処することができる組織の在り方について

- (2) 高齢福祉サービスの強化に向けた組織の在り方について
- (3) 旧庁舎用地に整備する複合公共施設の運用強化に向けた組織の在り方について

**【担当】**

政策部政策経営課

政策経営担当 内線4501

令和7年第8回国分寺市教育委員会定例会について（令和7年8月14日（木））

議案番号	議案	提案理由	主管課	審議結果
41	令和7年度国分寺市一般会計補正予算案について	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和7年国分寺市議会第3回定例会へ提案予定の補正予算案について、市長に意見を述べるための審議	教育総務課	可決
42	国分寺市コミュニティ・スクール協議会委員の委嘱について	国分寺市コミュニティ・スクール協議会規則第4条第1項の規定により、国分寺市コミュニティ・スクール協議会委員を委嘱するための審議	学校指導課	可決

報告

1	国分寺市立中学校給食の在り方検討委員会の報告について	学務課
2	令和8年度からの中学校給食について	学務課
3	特別支援教育推進委員会の進捗状況について	学校指導課